

第 6561 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 12日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税における委託販売手数料の取扱い

Q : 当社は、飲食料品や雑貨の販売を代行会社に委託しています。消費税の軽減税率制度の実施に伴い、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更になったそうですが、そのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

委託販売その他業務代行等(委託販売等)を通じて商品を販売する委託者は、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります(総額処理)が、令和元年9月30日までの単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすること(純額処理)が認められていました。

しかし、令和元年10月1日以降は、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となくなりました。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなりましたので、注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

